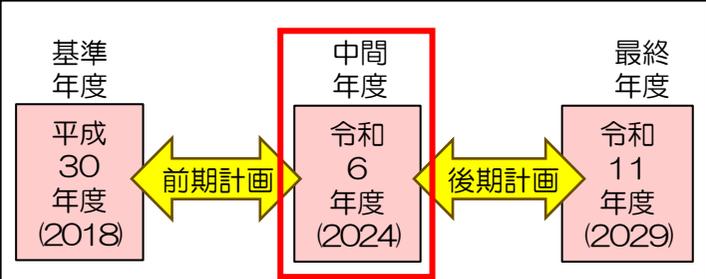


1. 中間見直しの考え方

一般廃棄物処理基本計画は、概ね5年毎に改定すると共に、計画策定の前提となる諸条件に大きな変動があった場合、随時見直しを行うことが適当とされている。この度、「第二次隠岐の島町一般廃棄物処理基本計画」の改定では、令和5年度の制度改正によって、ごみの減少及びリサイクル率の増加等、ごみ排出量に大きな変化があったため、目標値の見直しを行う。加えて、これまで行ってきた施策も検証し、目標値の見直しを踏まえ、廃棄物行政における今後のあり方を定める。

2. 目標年度

令和元年度(2019年度)を初年度とし、令和11年度(2029年度)を目標とした11年間の計画とする。



令和6年度を(2024年度)を中間年度とし、本計画の見直しを行う。

3. 現計画策定時の課題と中間年度までの取り組み

○現計画策定時の課題

- 《現計画策定時点の課題》
- ・家庭系ごみ原単位の削減
 - ・事業系ごみ原単位の削減
 - ・リサイクル率の向上
 - ・最終処分場の延命化及び新たな施設整備の検討。
 - ・ごみ処理経費の削減
 - ・清掃センターの管理運営及び収集業務の民間委託の推進
 - ・島後清掃センターの延命化

等々

○これまでの取り組み※詳しくは別紙参照
現計画策定時点の課題を踏まえ、中間年度までに様々な取組を行っている。

- 《取り組み内容》
- ・指定ごみ袋制度の導入
 - ・自己搬入手数料の改定
 - ・古紙搬出ルールの柔軟化
 - ・環境教育、学習の推進
 - ・生ごみ処理機導入補助金制度
 - ・かんきょうニュースの発行
 - ・島後清掃センターの管理運営及びごみ収集運搬業務の委託
 - ・島後清掃センター基幹的設備改良事業

4. ごみ排出量の状況

ごみ排出量は、令和5年度までにかけて減少傾向にあり、特に制度改正のあった令和5年度は大幅にごみが減少している。さらに、リサイクル率も令和4年度まで横ばい状態だったが、令和5年度は大きく上がっている。

・搬入形態別年間ごみ量の推移

	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人口	人	14,093	13,881	13,732	13,611	13,424
合計	t	7,509	7,353	7,295	6,997	5,949
家庭系ごみ	t	5,856	5,779	5,490	5,676	5,006
家庭系収集ごみ	t	2,128	2,092	2,103	2,073	2,088
家庭系直接搬入ごみ	t	3,728	3,687	3,387	3,603	2,918
事業系ごみ	t	1,653	1,574	1,805	1,321	943
事業系収集ごみ	t					
事業系直接搬入ごみ	t	1,653	1,574	1,805	1,321	943
集団回収量	t					



・家庭系ごみ原単位の推移

	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人口	人	14,093	13,881	13,732	13,611	13,424
家庭系ごみ	t	5,856	5,779	5,490	5,676	5,006
資源ごみ	t	249	246	261	283	289
家庭系ごみ原単位	g/人日	1,090.0	1,092.1	1,043.3	1,085.5	962.7



・リサイクル率の推移

	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
家庭系ごみ量+事業系ごみ量+集団回収量	t	7,509	7,353	7,295	6,997	5,949
総資源化量	t	423	429	414	438	561
直接資源化量	t	0	0	0	0	0
処理後資源化量	t	423	429	414	438	561
集団回収量	t	0	0	0	0	0
リサイクル率	%	5.6	5.8	5.7	6.3	9.4



5.ごみ減量化目標の達成状況と見直し

○現計画策定時の目標

1) 家庭系ごみ原単位

約2%の減少量を推計して算出

基準年度	1,040.7 g/人日
中間年度	1,028.8 g/人日
最終年度	1,019.9 g/人日

2) 事業系ごみ

約2%の減少量を推計して算出

基準年度	1,511 t
中間年度	1,494 t
最終年度	1,481 t

○目標達成状況

1) 家庭系ごみ原単位

<基準年度>	<令和5年度>
1040.7 g/人日	962.7 g/人日
⇒当初目標の2%減を達成	

2) 事業系ごみ

<基準年度>	<令和5年度>
1,511 t	943 t
⇒当初目標の2%減を達成	

家庭系ごみ原単位と事業系ごみ共に当初目標の2%減を達成したため、目標の見直しを行う。

○家庭系ごみ排出量

【目標の見直し】

令和6年度(中間年度)から令和11年度(最終年度)にかけて、家庭系ごみ原単位を2.0%削減する。

【採択理由】

令和6年度の傾向をみると、令和5年度とごみの量がほとんど変わらないことが見込まれる。よって、今後さらなるごみの減量化を推進することを踏まえ、2.0%削減を目標に掲げ、950g/人日を下回るようにする。

【中間年度及び最終年度の家庭系ごみ原単位】

<中間年度>	<最終年度>
962.7 g/人日	943.4 g/人日

○事業系ごみ排出量

【目標値の見直し】

令和6年度(中間年度)から令和11年度(最終年度)にかけて、事業系ごみ原単位を2.0%削減する。

【採択理由】

家庭系ごみ原単位との関連性を考え、上記のごみ減量化目標を採用する。

【中間年度及び最終年度の事業系ごみ原単位】

<中間年度>	<最終年度>
943 t/年	924 t/年

6.ごみ処理施策

○発生抑制、再使用の促進

1. 廃棄物減量等に関する組織・体制の整備
「廃棄物減量等推進審議会」の活性化を図り、各種施策を推進していく。

2. 広報・啓発活動の推進

広報誌や説明会等を通じ、環境に関する事の周知を幅広く行う。

3. 再生品の使用促進及び使い捨ての使用制限

4. 行政等における排出抑制

公共施設から出るごみの抑制を図るため、紙類等の減量化・資源化に努め、再資源等の使用に努める

5. 生ごみの減量化の推進

補助金事業の推進と合わせて段ボールコンポスト等の利用についても周知を行う。

6. 事業者に対する減量化指導の徹底

○環境教育

7. 環境教育の推進

学校等での副読本を活用した環境教育やごみ処理施設の見学会等を積極的に開催していく。

○分別・リサイクル品目の拡大

8. 資源ごみ分別体制の推進

資源化ポイント制度、拠点回収品目の追加等を検討

9. 容器等店頭回収の促進

○施設維持への対応

10. 最終処分場の安定的な確保

最終処分量の削減を図り、既存施設の延命化を行うとともに、次期最終処分場の整備を進める。

○災害対応の推進

11. 災害廃棄物処理実行計画の策定

○その他施策

12. ごみアプリの活用

13. ふれあい収集

ごみ出しが困難な方を対象とした特別収集の実施を検討。

これまでの取り組み

○指定袋制度の導入

ごみ券・資源ごみ専用袋を廃止し、「可燃ごみ」「不燃ごみ」「資源ごみ」を指定袋で、「粗大ごみ」はシールに変更。



○古紙排出ルールの柔軟化

令和5年度より、古紙の収集方法の多様化を図るために、ダンボール拠点回収設備の設置を行っている。

【設置箇所 令和7年1月30日現在】

ひまり、サンテラス、布施地区、五箇地区、都万地区

都万地区拠点回収設備(令和6年12月5日設置)



【次年度設置予定箇所】
中村地区

○生ごみ処理機導入補助金制度

家庭から出る生ごみの減量化、資源化を進めるために、令和6年度より、生ごみ処理機の購入・レンタルの一部費用を補助。

区分	補助率	上限額
購入補助	購入金額の3分の1以内	35,000円
レンタル補助	レンタル総額の3分の1以内	35,000円
	月額料金の2分の1以内	1,000円



パナソニックHPより

○かんきょうニュースの発行

環境に関することを幅広く周知するため、令和元年度より「かんきょうニュース」を年2～5回発行している。



○自己搬入手数料の改定

・制度改正前

取扱い区分	搬入手数料	
	単位等	料金
家電リサイクル	テレビ・洗濯機・衣類乾燥機1台につき	3,000円
	テレビ・冷蔵庫・冷凍庫1台につき	4,000円
家庭系ごみ	自動車1台10kgまたはその端数につき	50円
事業系ごみ	自動車1台10kgまたはその端数につき	100円
併せ産廃	1回の搬入量が100kgまたはその端数につき	3,000円

・制度改正後

取扱い区分	搬入手数料	
	単位等	料金
家電リサイクル	エアコン1台につき	1,470円
	テレビ1台につき	1,070円
	冷蔵庫・冷凍庫1台につき	1,170円
	洗濯機・衣類乾燥機1台につき	4,000円
家庭系ごみ	1回の搬入量が50kg以下	400円
	1回の搬入量が50kgを超える場合、10kg毎につき	80円
事業系ごみ	1回の搬入量が50kg以下	650円
	1回の搬入量が50kgを超える場合、10kg毎につき	130円
併せ産廃	1回の搬入量が100kgまたはその端数につき	3,000円

○環境教育・学習の推進

環境に関する教育や学習機会を増やすために、小学校に加えて、中学校・高校や団体等から要望を受けて、施設見学を行い環境教育の機会を創出。

施設見学だけではなく、各地区や団体等に向け、出前授業も行っている。

さらに、令和6年度より若い世代の環境教育の推進を図るために小学生向けの環境教育副読本を作成した。



○島後清掃センターの管理運営及びごみ収集運搬業務の委託

令和5年4月1日より、島後清掃センターごみ処理業務において、民間の力を活用し、適切な施設の維持管理と安全で効率的なごみ処理を行うため長期包括運営委託を導入。あわせて、ごみ収集業務も全て民間へ移行。

○島後清掃センター基幹的設備改良事業

島後清掃センターは、経年的な老朽化が進行していたため、基幹的設備改良工事を実施し、15年間の延命化を図った。

【令和2年度～令和4年度まで実施した工事内容】

- ・省エネ化を目的とした「省電力機器への交換」や「高効率発電機への交換」
- ・ごみピットの容量増加
- ・上記のほか、機能回復等を目的としたもの